



企業法務セミナー

会社の重要な財産の 処分について



渡辺 健寿 (わたなべ けんじゅ)

渡辺健寿法律事務所
弁護士

質 問

私は最近ある株式会社の代表取締役就任しましたが、当社は会社所有の不動産の大半を売却処分しようと考えています。当社には取締役会が置かれています。不動産の売却処分を行うについて、代表取締役として何らかの制限を受けるのでしょうか。

1. 代表取締役の権限

取締役会設置会社には、取締役全員で組織される取締役会が、会社の業務執行に関する意思決定をする必要的機関として置かれます（会社法362条1項・2項）。取締役会は、法令・定款により、株主総会の決議事項とされた事項（同法295条2項）を除き、会社の業務執行すべてにつき決定する権限を有します。

取締役会設置会社においては、取締役は原則として業務執行権を有しないため、取締役会は、その決議により取締役の中から業務執行権限を有するものを選定しなければなりません（同法348条1項かつこ書、362条2項・3項、363条1項）。これが代表取締役です。取締役会は会議体として常に活動状態にあるわけではないことから代表取締役を選定する際に当然に日常の業務についての決定は委任されるものと推定すべきであるとされています。

したがって、代表取締役に選定されれば、原則

として会社の通常取引行為をする権限が与えられているといえるでしょう。

2. 重要な財産の処分や譲受けの場合

もっとも、重要な財産の処分や譲受けについては、取締役会の決議事項とされ、取締役会は当該事項の決定を代表取締役に委任することはできないとされています（同法362条4項1号）。したがって、代表取締役は取締役会の決議を得なければ重要な財産の処分や譲受けをすることができないことになります。

「重要な財産の処分」に該当するか否かは、①当該財産の価額、②その会社の総資産に占める割合、③当該財産の保有目的、④処分行為の態様及び⑤会社における従来の取扱い等の事情を総合的に考慮して判断すべきものであるとされています（最判平成6・1・20）。

上記判例はX会社代表取締役AによるB社株式の譲渡の事例ですが、当該株式の帳簿価額が7800万円であったこと、これがX社の総資産47億8640

万円余の約1.6パーセントに相当すること、さらに、当該株式がB社発行済み株式の7.56パーセントに当たり、B社はX社の発行済み株式の17.86パーセントを有している等の事情から、当該株式の譲渡はX社とB社との関係に影響を与え、X社にとって相当な重要性を有するといえること、等の事情を総合的に考慮して、当該株式の譲渡が「重要な財産の処分」に該当するとしました。

重要な財産の処分について取締役会の決議を得ないでなされた代表取締役の行為の効力について、判例は、原則として有効であって、取引の相手方が上記決議を得ていないことを知りまたは知ることができた場合に限って無効であるとしています（最判昭和40・9・22）。

3. 事業譲渡にあたる財産処分の場合

さらに、財産の処分が重要な財産処分にとどまらず事業の譲渡にあたるような場合には、株主総会の特別決議を得てこれを行う必要があります（同法467条1項1号、309条2項11号）。したがって、代表取締役は株主総会の特別決議を得なければ事業譲渡をすることができないということになります。

判例は、株主総会の特別決議を得ることが重要な事業譲渡とは、一定の営業目的のため組織化され、有機的の一体として機能する財産の全部または一部を譲渡し、それにより譲受人が営業者たる地位を承継し、譲渡人が法律上当然に競業禁止義務を負うに至るものをいうとしています（最判昭和40・9・22）。

一定の営業目的のため「組織化され、有機的の一体として機能する財産の譲渡」とは、個々の固定資産やその他諸権利などの単なる集合物としての営業用財産の譲渡ではなく、それを現実に機能せしめる経営の組織や営業上の秘訣（ノウハウなど）を含む経営活動の全体、および名声・得意先・暖簾・老舗など財産的価値のある事実関係を含むものの譲渡をいうと考えられています。

なお、事業の重要な一部の譲渡についても株主

総会の特別決議を得る必要があります（同法467条1項2号）、重要性の判断は容易ではありません。この点に関して、譲渡される資産の帳簿価額が譲渡会社の総資産の5分の1以下であれば、株主総会の承認は不要とされています（簡易事業譲渡 同法476条1項2号かっこ書）。この基準額を超える資産譲渡が当然に事業の重要な一部の譲渡となる訳ではありませんが、実務上は、基準額を超える場合は株主総会の承認を得るべきものになると解されています。

事業譲渡について株主総会の特別決議を得ないでなされた代表取締役の行為は無効であると考えられています。もっとも、譲受会社が事業譲渡契約から約20年たってから当該事業譲渡契約につき譲渡会社が株主総会の特別決議を得ていなかったことを理由として当該契約の無効を主張した事案につき、無効の主張時期があまりにも遅すぎたこと、あるいは両会社の利害関係人が無効を主張していないことなどの事情を考慮して、譲受会社による無効の主張は信義則に反し許されないとした判例があります（最判昭和61・9・11）。

4. 本件の場合

以上のとおり、取締役会設置会社においては、取締役会が業務執行に関する意思決定を行うものとされていますが、日常の業務の決定については、代表取締役を選定する際に取締役会から代表取締役に委任がなされていると解され、会社の通常の取引行為については代表取締役が単独で意思決定することができる場合が多いと考えられます。しかし、重要な財産処分・譲受けや事業譲渡については、取締役会や株主総会の特別決議を得て行わなければならない、当該契約自体が無効とされる場合もありますから注意が必要です。

売却を予定している当社の不動産の種類、所有目的、会社総資産に占める割合等の事情を斟酌して、会社の重要な財産と認められる場合は、取締役会の決議を得たうえで売却を進めなければなりません。